

第五十二号 二〇一四年五月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会

○事務局 つくし法律事務所

(〇七五 二四一 二二四四)

## 裁判連第19回総 会報告

生活保護裁判連絡会第19回総会・交流会は2013年12月1日に滋賀県大津市で開催されました。今号では、総会の様子を紹介します。

### 基調講演

龍谷大学法学部脇田滋教授

基調講演は、龍谷大学法学部の脇田滋教授をお招きし、「韓国の非正規と反貧困の運動から学ぶ」というテーマで約1時間ご講演いただきました。

はじめに脇田教授は韓国においても格差・貧困の拡大の実態として、財閥や外資が富を独占していることや南北対立・民族的問題やアメリカ、日本との微妙な緊張関係を抱えていること等の背景事情を紹介された後、「富めるものは益々富み、貧しいものは益々貧しくなる」状況を述べられます。雇用の場でも非正規雇用、それもフルタイムで働く非正規職が拡大していること、有期雇用や派遣、社内下請や個人請負など、日本ときわめて類似した状況があり、たとえ正規雇用でも35歳を過ぎれば事実上の「肩たたき」が始まり、55歳にもなれば「給料泥棒」と言われるような実態とのことでした。社会保険でカバーされない領域の広さ、公的扶助の不十分さ等も日本と共通します。若者や高齢者の貧困が深刻であること、自殺率が高止まりしていること等も然りです。

次に脇田教授は、現在に至るまでの



韓国の状況を順を追って紹介されました。軍事独裁政権下での市民運動や労働組合運動への徹底した弾圧の中、1987年の「民主化闘争」及び「労働者大闘争」によって自然発生的に全国各地の大工場労働組合が誕生します。しかしその後の盧泰愚政権（1988～93）、金泳三政権（1993～98）下で新自由主義政策が取られ、日本の規制緩和をモデルに企業優先政策の推進がなされる中、1997年のアジア通貨危機が巻き起こります。企業が連鎖倒産し100万人を超える失業者があふれる中、非正規雇用が著しく拡大し正規雇用モデルが後退します。続いて誕生した金大中政権（1998～2003）ではIMFの介入のもと、労働規制緩和の要請を受け整理解雇規定などが導入される一方、労組活動が拡大されたり旧生活保護法を抜本改正し基礎生活保障法を成立させ権利性の確認とともに失業対策の側面も打ち出されるなど、一定の労働・社会政策がなされます。

その後、韓国での労働組合は産業別労組への転換が進むとともに、盧武鉉政権（2003～2008）下において2006年には非正規職保護法が成立します。有期雇用や派遣は2年を上限として正規職に転換、均等待遇を保障するという内容でした。しかし李明博政権（2008～2013）になると、使用者側からの激しい巻き返しが起こり、大規模な整理解雇をめぐると労働争議も頻発します。

そんな中、反貧困や社会的安全網を求める活発な市民運動も巻き起こり、

「参与連帯」をはじめとする労働問題の市民的な広がりや、「希望バス」運動などに象徴されるさまざまな労働闘争とそれを支援する運動も発生します。また、2011年のソウル市長選挙では無名の朴元淳（人権派の弁護士）が有力与党候補を破って当選し、就任2年間で親環境な（エコロジーな）無償給食やソウル市関連非正規職4681人の正規職転換など、様々な画期的な政策を実現します。さらに2012年末に行われた大統領選挙では、保守勢力の朴槿恵候補が野党候補の福祉政策を取り入れる形で接戦に勝利します。

福祉の重視や非正規問題、少子化対策などについては保守・進歩を超えた国民的課題として、認識されています。韓国でもインターネット等を通じた自主的かつ多様な連帯活動や実践家と研究者の連携も進んでいるとのこと。背景事情やこれまでの経緯、運動の広がりや成果など、日本での取り組みにも役立つ貴重な話をたくさんいただくことができました。



## 第1分科会（稼働能力・不安定就労）報告

長浜市生活保護裁判

経過

原告：37歳。高校を中退しているので中卒となる。自動車操業の派遣をしていたが、病気にのせいで腕に負担がかかる動けなくなる。リーマンショックにより派遣切りに合う。

長浜で住まい探し+失職届けを提出。求職活動+技能が乏しく、病気があったためなかなか見つからなかった。短期のバイト暮らし。→長続きせず。↓精神的、経済的にも追いつめられていった。

生活保護の相談を窓口へしに行く。↓申請書の存在を知らなかった。窓口へはぐらかす。「住んでいるところの知り合いを呼べ」など。

弁護士に申請同行を依頼する。申請をするまでに執拗な嫌がらせを受ける。EX 必要のない訪問調査、罵倒

申請書を受諾  
← 30日後  
申請を却下  
派遣に登録している。↓仕事を斡旋してもらっているはずである、最低限の生活が維持できるはずであるとの理屈。

生活福祉資金（総合支援資金）受給  
←

2年間生活保護申請と却下の繰り返し  
←

裁判の争点と判断  
・稼働能力の有無→健康面について

は課題あり。

・働く意志↓踏み込んでいる。EX  
ハローワーク、インターネットなどで  
頑張っており、「あり」と判断。

・水際問題↓実態を十分考慮

却下処分について違法と判示・確定

原告の思いや長浜市の動きなど

原告はこんなことがまかり通つては  
と裁判に踏み込んだが、一方で精神的  
にかなり追いつめられた。市役所は家  
の前に張り込み、隠し撮りをするなど  
の嫌がらせをして来た。

質疑

Q 生活保護に関して、800円しか  
ないのにも関わらず、申請を却下する  
というのはそもそも違法では。

A 収入が最低生活基準に満たなかつ  
たら本来生活保護が開始されるべきで  
ある。

Q 裁判中に精神的に追いつめられた  
とあつたが、精神科に行かなかつたの  
か？

A 生活福祉資金援受を受けるまで行け  
なかつた。薬、病院での対応さえも分  
からなかつた。

裁判ということも忘れたかつた。不  
安だつた。

Q 隠し撮りなどは肖像権の侵害とし  
て国賠を求められなかつたのか？

A 求められたのかもしれないが、裁  
判が終結しかけていて長引くのを避け  
たかつた。却下処分取り消しの論点を  
を貫いた。

### 岸和田事件 経過

原告：30代後半。中卒。自動車免許  
なし。派遣切りにあい、仕事を探すが  
無い。あつたとしても企業側の理由に  
より長続きしない。病気なし。

申請をしようとするが仕事をできる  
ことを理由に却下される。月収300  
円

←

生活保護申請0回目 貸付金などを  
教示し相談扱い↓水際作戦

←

申請1回目 貸付金は保護の要件な  
どと教示。稼働能力の活用が図られる  
として申請却下

申請2回目

・月給制の会社に就職したがパワハ  
ラがひどく1日のみでやめる。

↓稼働の意志がないと判断

・仕事が見つかつていたという事実  
↓仕事を見つけることができるはず  
だ論。

↓これでは仕事を見つけれられてい  
ても、見つけれられなくても却下される  
ことになる。

←

申請3回目

・月給のある仕事(内定)

↓社協の貸し付けへ誘導。結局就  
職できなかったが保護申請は却下。

申請4回目

・家賃滞納で家を追い出されると  
ころまで追いつめられていたが申請を  
却下。

申請5回目

・面接場所・面接官の名前等が求職  
活動の報告書にないため求職活動の状  
況が不明である、不十分であるとして  
却下

申請6回目

申請6回目保護開始

←

裁判の争点と判断

稼働能力

申請者の年齢や健康状態、申請者の  
生活歴。職歴等や、申請者が有してい  
る資格等を総合的に判断すべき

稼働能力を活用する意思

申請者の資質や困窮の程度等を勘案  
し、当該申請者について社会通念上最  
低限度必要とされる程度の最低限度の  
生活の維持のための努力を行う意思が

認められる以上は、それが一般的には  
さらなる努力をする余地があるもので  
あつたとしても、なお稼働能力を活用  
する意思を有していると認めるのが相  
当である。

稼働能力を活用することができる就  
労の場を得ることができるか

申請者の稼働能力の程度等も踏まえ  
た上で、当該申請者が求人側に対して  
申し込みをすれば原則として就労の場  
があつたか否かを基準として判断すべ  
き

ここに言う「就労の場」とは、申請  
者が一定程度の給与を一定期間継続し  
て受けられるような場をいう

「就労の場」とは、申請者が一定程度  
の給与を一定期間継続して受けられる  
ような場をいう

ハローワークに週4〜5回通い、求  
人ペーパーや新聞を活用し仕事を探し  
た。自転車でも遠くの格安のスーパーで  
食費をまかなうが、それでも食事は質  
素なものだつた。精神的にも参つてい  
たが鬱までには至らなかつた。健康で  
若いということもあり、仕事を見つけれ  
られるはずなのに見つかることができ  
ない自分を嫌悪した。申請したとき役  
人が「必ず見つかるから大丈夫。」とい  
うが見つけることができない状況を分  
かってくれないことに疑問を抱いた。  
市側にただ謝罪してほしくて裁判を続  
けたが、勝つことができて良かった。

滋賀県下における生活保護の実態と問  
題点

愛荘町

日本語学校のブラジル人学校で働く  
夫婦が無給で働かされる

町長が支給決定までに日を要すると  
生活がやっつけいけないと素早い対応を  
行ってくれた。

東近江市

ブラジル人に対して法律を知らない

←

ことをいいことに好き勝手言う  
EX「自分の国に帰れ！」など

↓ユニオンがいるときは何も言わ  
ない。対応を録音し改善を勝ち取る。  
草津市

東近江市よりはりましたが、本人申請  
では申請を認めようとしなない。外国人  
については窓口に通訳がいなない。同行  
すればすんなり対応してくれる  
長浜市

相当ひどい。福祉にほど遠い自治体  
である。

EX ヤンマーによつて雇止め解  
雇にあい、生活保護申請

長浜簡易裁判所に居住権確認に調停  
を行つていたが、期限が切れるの身着  
のまま寮から引越越することに(家  
具なども寮に完備されていたため無  
い)。引越越し費用と共に 家具什器費  
を申請する。

←

担当のケースワーカーに「そんな制  
度はない」と拒否される。

←

現在ヤンマーによる就労妨害に遭い、  
どんなバイトにもつけない状態になつ  
ている。(顔写真や生年月日を流してい  
る)

←

ケースワーカーからは他府県での就  
職活動をしきりに勧められている

質疑

Q 愛荘町で福祉事務所を持つている  
わけではないのでは？

A 県事務所だが愛荘町は町の役目を  
きちんと果たしている。

↓通常の町は経由しているだけ。

## 第2分科会(生活保護法改正・ 生活困窮者自立支援法)

第2分科会は、生活保護法改悪と生  
活困窮者自立支援法をテーマに取り上  
げました。参加者は20名ほどで、5  
名の報告者から発言がありました。

まず、弁護士の小久保哲郎さんから、  
12月の生活保護法の「改正」につい  
て、その内容と今後の対抗策について  
報告がありました。今回の「改正」に  
は、申請手続の厳格化と扶養義務の強  
化が盛り込まれており、生活保護の「水  
際作戦」を生み出すおそれが高いこと  
が指摘されています。小久保さんは、  
今回の「改正」内容について、政府・  
厚労省の説明や国会における答弁、こ  
れまでの裁判で勝ち取ってきた成果な  
どをわかりやすく整理して説明され、  
福祉事務所が不当な対応をしてきたと  
きの理論的な反論の根拠を提供してく  
れました。特に、申請行為が非要式行  
為であり、口頭で申請することも認め  
られるという点については、これまで  
の取り扱いに変更がないことが繰り返  
し確認されているそうです。

次に、生活保護法の「改正」とセツ  
トで制定された生活困窮者自立支援法  
について、弁護士の舟木浩さんから概  
要の説明がありました。この法律は、  
これまで取り組まれてきた様々な支援  
メニューをまとめて制度化したもので、  
対象者については、相談窓口でアセス  
メントを経てから、支援計画がにつくら  
れるようです。施行は2015年4月  
1日からですが、2013年度は全国  
68地域でモデル事業が実施されるそ  
うです。ただ、生活保護受給者の急増  
を背景に制定されており、新たな「水  
際作戦」や「沖合作戦」による生活保  
護の利用抑制に使われるおそれがある  
とのことでした。そして、引き続き、



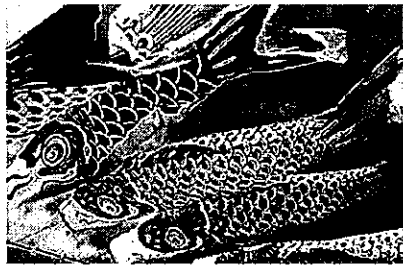
神戸の冬を支える会の猪本郁さんから、生活困窮者自立支援法に対する評価が民間団体でも大きく分かれている状況について報告がありました。連合、日本社会福祉士会、日弁連、反貧困ネットワークなどがそれぞれ団体としての意見を出しているようですが、論点を端的に把握するには日司連の会長声明がお勧めのことでした。

その後、滋賀県湖東健康福祉事務所で生活保護担当の査察指導員をされている富田清和さんから報告がありました。湖東健康福祉事務所が担当している地域は、3級地の2にあたり、保護世帯は270世帯、保護率は9.1%とのことでした。富田さんは、生活保護の現場で長年仕事をしてきたベテランですが、福祉事務所と生活保護受給者との軋轢が強まっていると感しておられるそうです。今回の生活保護法の「改正」によって、その軋轢がさらに強まることを懸念しておられました。そして、2〜3年しか現場経験のない職員が多くなっている危機感から、いまこそ福祉事務所の機能強化が必要であると訴えておられました。

最後に、滋賀県野洲市役所市民生活相談課の生水裕美さんから、生活困窮者自立支援法の施行に先立って全国で実施されているモデル事業の概況と、モデル事業実施地域の1つである野洲市の取り組みについて、軽妙な語り口で報告がありました。自立支援法が予定している支援事業は、行政が民間団体に事務手続きを委託することができ、モデル事業の実施地域でも委託が8割を超えているそうです。その中で、野洲市は行政が直営で事業を展開しており、「おせっかい」の精神を大事にしているということでした。すでに役所内で分野を横断した幅広い連携体制を築き上げようとしています。生水さんは、特に上下水道料や国保税などの滞納情

報をキヤッチする徴税部門との連携の重要性を強調しておられました。

これらの報告の後、参加者との間で質疑応答や意見交換があり、今後も各地の支援活動の中で運用をチェックしながら、生存権を守る闘いを続けていく必要性を確認し合う分科会となりました。



### 第3分科会(生活保護基準引き下げ)

第3分科会は生活保護基準がテーマです。

はじめに、2013年8月から生活保護基準が大幅に引き下げられた問題について、吉田弁護士から一斉審査請求の取り組みが紹介されました。

生活保護受給世帯の96%、200万人以上の利用者が対象となる生活保護基準引き下げは、三段階で平均6.5%、最大で10%の引き下げとなります。

厚生労働省は「財政効果」670億を見込み、強引な引き下げを行いました。しかしそのうち「ゆがみ分」とされる90億円分については「第一・十分位の世帯」の「生活扶助相当支出」を用いることの問題点もあり、2013年1月に出された生活保護基準部会

報告書でも安易な引き下げに警鐘をならせていました。また、「デフレ分」580億円については基準部会でも全く議論されていません。さらに統計処理についても比較対象品目の数が異なるとか、値下がりが多い家電製品の影響が過大に評価されている等の問題や、検証のやり方そのものが厚生労働省独自の特異な方法だという数々の問題があります。

こうした不当な引き下げに対し、ありとあらゆるメディアを通じて審査請求を呼びかけ、さらに相談会、学習会などの取り組みを行い、1万件を超える審査請求が実現しました。今後進んで行くであろう各地の口頭意見陳述でも、一人ひとりの「健康で文化的な生活」を訴える取り組みが重要です。

次に、滋賀県生活と健康を守る会連合会の方から、以下のような保護基準引き下げに苦しむ生活保護受給者の声が紹介されました。

ラーメン屋を営んで生活をしていたが業務中の事故により後遺症が残りました。事故の記憶を思い出してしまったため営業ができなくなりました。

その後、生活保護を受給したが、月々13万円近くしか収入がない。食事はできるだけ節約し、高たんぱくな物を食べているが、あまり多くは買えないし、一日のカロリー摂取量には程遠い物しか作れない。また、調理に時間をかけてしまうと、ガス代や水道代が家計を圧迫する。お風呂に入るのは週3回で夏はシャワーのみ。さらに、お金

に余裕がないので、近所の人や家族とも遊びに行けない。夫婦で映画も見れない。店を営業していた時に行っていた喫茶店も行けなくなった。外出は近所を散歩するだけとなった。今後、生活保護の引き下げにより生活はもっと苦しくなる。憲法25条に書かれている

ような生活は全くできていない。

そして佛教学の金澤教授から、あべき生活保護基準と基準引き下げ他制度への影響の報告がありました。

まず金澤教授は、低所得世帯の生活は人間らしい生活といえるかという観点から、低所得者の消費傾向を分析すると食費に費やす金額が下がっており、ますます困窮化が進んでいると紹介されました。保険掛金等将来に備える支出も下がっているほか、貧しければ貧しいほど娯楽などに費やせる費用が減るため、人の繋がりがなくなってしまう孤立しやすいとのことでした。

次に生活保護水準引き下げの他の制度への影響として、年々非正規労働者が増えいわゆる「パラサイトシングル」も増え続ける中、基準引き下げは最低賃金引き上げ等の課題を見えにくくし、社会全体が引き下げスパイラルの悪循環に陥らせることの指摘がありました。そのうえで、新しい最低生活費の算定の動きを紹介され、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」の中身についても、社会に出て恥ずかしくないだけのものがある必要があるとされました。その具体的試算結果は税、保険料等を含めれば単身生活者で20万円程度は必要と思われるとのことでした。

最後に助言者の尾藤弁護士からは、当事者として最低生活をどう考えるべきかという掘り下げや、審査請求のプローチでも何を獲得目標とするのかが重要だという指摘がありました。ナショナルミニマムとしての生活保護基準の引き下げを阻止し充実させるためには、経済活性化、賃金アップ、貧困の固定ないし世代間連鎖の切り、少子高齢化解消等さまざまな問題と連携して社会全体を動かす必要がある、

それこそがナショナルミニマムの「社会のあり方」としての基準だ、という締めくくりがありました。

